⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 7 September 2018 to 4 : 00 P.M. 10 September 2018 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 7 September 2018 to 4 : 00 P.M. 10 September 2018 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 7 September 2018 to 4 : 00 P.M. 10 September 2018)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月26日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　A　平成30―31年度　布師田第1高架橋上部工事

B　平成30―31年度　一宮第3高架橋上部工事

⑶　工事場所　A　高知県高知市布師田地先

B　高知県高知市一宮南町地先

⑷　工事内容

A　工事延長L＝234m、橋長L＝233.5m（鋼5径間連続少数鈑桁橋）

B　工事延長L＝180m、橋長L＝180.0m（鋼3径間連続ラーメン少数鈑桁橋）

⑸　工期　A　平成32年3月31日まで

B　平成32年3月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　A　鋼材約440t

B　鋼材約420t

⑺　工事の実施形態

1）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

2）本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記1に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

3）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。

4）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

5）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

6）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

7）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

8）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

9）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

10）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。

11）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

12）本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事（受注者希望方式）である。

13）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、CIM（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ICTの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのCIMモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するCIM活用工事（受注者希望型）である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成15年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重又はB活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐から㋒を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる1）から5）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、1）から5）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出は、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

A　平成31年7月上旬から平成32年3月下旬まで

B　平成31年7月上旬から平成32年3月下旬まで

また、一括審査対象工事に申請できる配置予定技術者は1名（上記1⑵に示した一括審査対象工事2件で1名）とし、2名以上の配置予定技術者を申請した場合は欠格とする。

1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）平成15年度以降に、元請けの技術者として同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙